

平成28年度 第2回いじめ対策審議会（議事概要）

1 日 時 平成29年2月10日（金）10:00～12:00

2 場 所 兵庫県民会館 7階 鶴

3 出席者 (1) 委員 7名
(2) 県教育委員会、知事部局 14名

4 協議
兵庫県いじめ防止基本方針の見直しについて

5 発言要旨

【委員】

基本方針を改定するに当たって、現在の子供たちのいじめの状況をどのように押さえ、この基本方針を立てているのかという点を伺いたい。

私に関係した調査では、いじめた経験、いじめられた経験というのは、7割余りいる。しかも、いじめた子供の8割が被害経験を持ち、逆にいじめられた子供の7割が加害経験を持っている。つまり、今までのようにいじめた子供といじめられた子供との立場が逆転するというのではなく、常に加害・被害の立場が流動化している。

このような状況の中で、特定の子供がいじめる、あるいは特定の子供がいじめられるという発想や、そのような発想でいじめを発見しようとする姿勢では、学校現場は立ち行かなくなってきた。つまり、どこで何が起こるのか分からないという、不確実性の中でのリスクを前提とした学校の対応が求められるようになってきている。この基本方針でも強調されているように早期発見・早期対応のためには、エスカレートして特定の子供に集中していく前の段階でいかに防ぐかということが非常に大事な視点となる。

もう一点、子供たちを取り巻く状況等が変化し、基本方針を最初に策定した段階よりも、より問題性の高い現象が見られるようになった。その点をどのように基本方針に盛り込んでおくのか、意識化していくのかという点が非常に大事だろうと思う。

福島県から100名近くの子供たちが兵庫県に避難してきている。となると、やはり避難してきた子供たちに対する原発いじめの問題、他にも例えば外国人の問題、LGBTと言われる問題、アトピーをめぐる問題等が社会の中で非常に大きな課題になってきている。こういう問題に対する、またはそれをきっかけにしたいじめというのもし発生しないわけではない。さらに、同和差別の問題についても、かなり憂慮すべき事態が依然として社会の深層に潜りながら進行している。このような様々な課題に対して、教職員の意識を振り向ける必要があるのではないか。時代の変化に対する新たな課題や、従来からの課題に対して、やはり我々は十分注意をしておく必要があるというところを、基本方針で触れておくべきではないか。

この2点に関して、事務局から、委員の皆さんの意見を聞く前に、この基本方針にどう位置づけられるのか見解を伺いたい。

【事務局】

出身地やLGBT、アトピー等、自分の責任ではどうにもならないことでいじめられるのは、いじめの抜け道がないということで、特にケアしていくべきことだと思っている。

現行の基本方針の、「第2-3 いじめの現状」(1)イで、「人間は本来、ものの感じ方、考え方がそれぞれ異なるものである。しかし、人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められないといった同質性、均質性を重視しがちな風潮が見られる」と指摘してお

り、その視点で、子供たちを見守る必要がある。また、「児童生徒の集団の中には、集団独自のルールがあり、そのルールに反した場合は非難したり、ある個人を意図的に孤立させたりしようとする集団構造特有の問題が潜む」という認識をし、それに対して、やはり相手のことを気遣い、慮りながら自分の意見や考えを述べるためのアサーショントレーニング等を、いじめ防止だけに限らず生徒指導の根幹として取り入れていくべきだという認識である。

【委員】

では、具体的事例を基本方針に挙げて、新たな課題として問題提起するというのではなく、現行の基本方針にある一般的な大きな考え方の中で児童生徒に身につけて欲しい特性として明確にすることで、新たな課題を捉えるということによいか。

【事務局】

東日本大震災の避難児童生徒については、県として97名を把握しており注視している。国の通知を受け、昨年12月に県として改めて通知をし、被災児童生徒への心のケアを各学校に注意喚起した。これまで被災者へのいじめは起こっていないことは確認しているが、今後起こらないとは限らないので、細かい点でケアしていきたいと考えている。福島だけでなく東日本全体の子供たち、あるいは鳥取や熊本での地震で被災した子供たちが、今後兵庫県に移って来ると思うので、国からの通知を重く受け止めながら、特定の被災地名については基本方針に書かずに対応していきたいと考えている。

【委員】

特定の被災地名を書かなくてもよいが、震災により転住してきた子供や外国人の問題、LGBTやアトピーの問題などは、新たな課題として社会の中で問題化してきている。その新たな課題について、個別にいじめを例示しながら教員に意識化させる。あるいは、通知・通達文で新たな課題に注意するよう示すという場合もある。

つまり、例示して意識化させるか、させずに大きく包括的に示すのかという、この二つの方法のどちらを取るのかを伺いたい。

【事務局】

LGBT等を扱っている課と連携して、どのように示していくかという点に関しては、検討していく。

【事務局】

具体的な例については、このような大きな基本方針ではなく、来年度改訂する「いじめ対応マニュアル」に、LGBTの問題等、新たな課題などを載せられないかと考えている。

「いじめの捉え方」としては、悪ふざけのような軽いことであっても、いじめを受けている被害者にとって非常に重いと感じている場合もよくある。実際、兵庫県でもいじめに関して様々な問題が起きている。いじめの軽重を先生方やまたは周りの人が個人的に判断するのではなく、組織的に判断するということがとても大切ではないかと考えている。その点は基本方針に記載されているが、いじめの重い軽いが教員個々によって違うという事実を教員研修などで認識し、組織的な体制づくりをすることが非常に大切である。

また、以前とは違って、確かにいじめた子供がいじめられたり、いじめられた子供がいじめるといふ、その状況が絶えず変わるという流動的な状況になっていることを踏まえ、早く発見して、小さいいじめでもすぐに対応することが大切であると考えている。

さらに、前回の審議会でもアンケート等の工夫についてご意見をいただいたが、そのような意見を参考にして基本方針に加え、いじめ防止に取り組んでいきたい。

【委員】

「小さいところから対応する」ならば、未然防止が非常に大事である。未然防止は理念で終わらせるのではなく、むしろ実態の対応策として、極めて重要な技法になってきているという状況を押さえる必要がある。未然防止というのは子供らを成長させる一つの理念であり、目標ではなく、具体的にやらざるを得なくなっている状況ということが、子供たちの中に大きく広がってきている。この点の押さえ方の認識の違いをうまく踏み分けながら対応をすることが必要である。それはマニュアルのどこに入れるのか、または基本で教えていくのかというのは、事務局で御検討いただければよい。

【委員】

基本方針に入れるべき内容は、ほぼ網羅されていると感じた。しかし、基本方針の地域への浸透がどのように図られていくのか、その実効性が少し懸念材料である。

いじめの問題に関して、情報等を学校が発信してはいると思うが、子供が小学校、中学校を離れてしまうと、途端に情報が保護者に入っていない。これが地域に基本方針が浸透できていない現状であると思う。学校からの発信力をどう担保していけるか、今回の基本方針の改定に書かれてはいるが、学校によって差が出てくるのではないかという懸念がある。

先生方の中には、学校いじめ防止基本方針があるのは知っているが、内容を全く見ていないという状況がある。基本方針の浸透徹底というのはどのようにされているのかが気になる。

また、いじめにつながるかどうかということだけでなく、学校安全のことも含めて考えると、学校自体が落ちついているというのは一番いろんな措置が講じられる状況でもあるということだと思う。学校が落ちついている状況であれば、基本方針の浸透が図られていると思っているので、先生方は、多忙であると思うが、子供たちを教育していく環境という点から、いじめを訴えやすい状況をつくる等、当然基本方針にも書き込まれているが、その実効性が図られているかどうか評価しながら、うまく機能させていきたい。

【事務局】

平成26年に各高校が学校基本方針をつくったときは、県の基本方針について形成過程から各校に情報を伝えてはいたものの、4月になって、これだけの要素が必要ということを示した上で、急遽学校基本方針をつくってもらい、その後家庭や地域に周知した経緯がある。しかし、今回の改定に当たっては、改定までによく家庭や地域と話し合うという内容を加えているので、今度は各校が慌ててつくることがないように、県の基本方針も3月中に各校に通知し、4月以降に学校がしっかり話し合い、保護者・地域の方々の意見や生徒の意見を取り入れながら、学校として守るべき基本方針をつくってほしいと考えている。

あわせて、来年度はいじめ対応マニュアルを改訂する。当然県としてはマニュアルを用いた研修会も実施する。そのマニュアルの中には、今回新たに各教員が日々のいじめのチェックができているかを確認するチェックシートも入れることを考えており、その活用も含め、少しでも学校基本方針が教員の中に根づくように考えていきたい。

今年度も県立学校の初任者研修で全員に基本方針を持参させ、学校にはいじめ防止基本方針というものがあるということを十分理解しておくよう研修を行ってきたが、ベテラン教員へも浸透するように、この改定を一つの契機として進めていきたいと考えている。

【事務局】

各市町は県の基本方針をもとに独自の基本方針をつくっており、その基本方針に基づきいじめ防止対策を行っている。

いじめ対応マニュアルは、全ての先生方に配布するので、その中に教員自身の日々の取組をチェックするため、自分の学校のいじめ対応や、基本方針の内容を知っているか、日々のいじめ防止の取組はどうか、また自分のクラスの出来事を周りの先生と話し合う機会を持っているか等の項目を入れたチェックリストを示す。このマニュアルを職員研修等で活用していただくことで、基本方針を浸透させたい。

【委員】

基本方針はまず国がつくる。それから県がつくり、市町も、ほとんどの市町がつくっている。県や市町は努力目標であるが、学校は作成が義務づけられている。県を見てから市町がつくり、市町を見てから各学校がつくる段階的な形になっているが、国、県、市町と各学校とでは、当然その内容のレベルが違っているはずである。より大きく、広域になればなるほど、抽象的、一般的、包括的理念というものを強調する内容になる。しかし、国が強調する包括的、一般的理念を各学校へ押しつけることになると、各学校の基本方針の実効性がなくなるのは当たり前である。学校によってマンパワーや子供たちの状況、地域の状況が違う。それを踏まえた上で各学校が到達達成可能な目標を立て、そして具体的な方策やプログラムを盛り込むのが各学校の基本方針のはずである。だからこそ、今回はそこに学校評価が伴ってくるのが表現されたわけである。

都道府県教委も市町を挟んでとはいえ、各学校に対して当然目配りしていかなければいけない。となると、例えば学校評価の項目を各学校と、市町教育委員会の二つのレベルに対してどう示すかという、しっかりとした県独自の評価体制を持っておく必要がある。この辺のところも県としてしっかりと念頭に置きながら、各学校がより主体的に取り組み、基本方針を実効性のあるものにしていくという理念をどれだけ具体化しているのかという観点で向き合っていたきたい。

【委員】

いじめについて考えるフォーラムに参加している中学生に、自分の学校の基本方針を知っているかと尋ねたところ、多くが自分の学校の基本方針を見ていないという状況であった。その後、基本方針を見たある生徒が「このとおりにやればいじめなんかなくなるのではないかと」発言した。要するに、自分の学校の基本方針に目を通して、そのとおりにやれば、自分の学校からいじめはなくなるのではないかと生徒が言っていた。

今回の国の基本方針の改定にあたって、学校基本方針に各学校が具体的な行動計画を入れるようにということが示された。また、子供たちの声を策定や見直しで入れていくよう言っているが、小学校高学年以上であれば、日常的に児童生徒自身が自分の学校の基本方針を読む機会をつくるのも良いのではないかと。皆で一緒に基本方針を通じて、いじめのことを学ぶ。自分の学校はこういうことをやろうとしている、こういう思いを持っているということを生徒が知ることが、とても大事だと思う。そのことが加害の防止にもなるし、被害の生徒が困ったら相談しよう、周りが助け合おうということにつながるような気がしている。策定・見直しの時だけではなく、日常的な学びの場に、学校基本方針を共有し合う機会があればよいと思う。

【委員】

学校のホームページに学校いじめ防止基本方針が載っているところと載っていないところがある。その点が基本方針の浸透に関係しているのではないかと。学校のホームページは、わかりにくいものが多い。もっと学校の教育的な理念などを発信するようにしてほしい。学校安全計画が見直されて適用されているのに、学校のホームページに一つも載っていないことがあった。教育委員会のホームページには載っているかもしれないが、例えば避難、緊急時における学校の対応等の情報が地域にとっては必要である。またいじめに関しても、このような取組をやっているということを家庭に届ける必要がある。地域に対して

はホームページしか情報発信源はないと思うので、学校のホームページの充実についても検討していただきたい。

【委員】

基本方針をつくって掲げておくだけでなく、各学校は年間計画を立てているのだから、いじめ防止対策等の取組を学校通信やホームページ等でしっかりと発信することが重要である。その情報があり、地域の方々も実態を見て、あるいは保護者や子供たちも新たな課題をそこから見出して、学校へ提言していけば、そこでPDCAサイクルが回る。学校評価となると、学校にとっては厳しいと感じるかもしれないが、これは一つのPDCAサイクルの回し方であり、それを強化するために評価項目を入れた。学校の取組が改善されなければ意味がない。PDCAサイクルを促進していくためにも、ホームページに年間計画や具体的なプログラムを掲載して示せば、学校の取組が十分に周知されていくはずである。このような学校の体制を県としてどこかで指導していただきたい。

【事務局】

県としても学校いじめ防止基本方針が学校のホームページですぐ確認できるよう、トップページにリンクを貼る等指示をしている。しかし、基本方針と学校評価が全くリンクせず、どちらもホームページに載せているだけでは趣旨に合わなくなるので、その間に年間計画を挟んで評価につながるような仕組みを検討したい。

【委員】

今回の改定ポイントで、学校評価の項目の中に位置づけて定期的に評価をするところある。各学校は、来年度以降、県の基本方針を受けて学校評価に盛り込むことになるので、保護者及び学校評議員まで意識が届くと思う。学校評議員会は必ず開催しているのだから、これはかなり確実な方法で、実効性のある改善になるのではないかと。

また、評議員には、PTA会長を初め同窓会のメンバー、地域の有識者、学識者等を含んでいるので、保護者のみならず地域住民等に学校いじめ防止基本方針のポイントを確実に伝えることができるいい方法だと思う。

【委員】

県教育委員会から県立学校へは直接指導できるが、市町への直接の指導は難しい。ホームページの件も含めて、県立高等学校長会から、小・中学校への働きかけはできないか。社会的な資質等、義務の段階で身につけて欲しい力を小・中に示すことも大切である。指導の連続性が発達段階に応じてうまくいかないと、せっかく社会的資質が上がってきても、急に大きく下がっている現状もある。県の教育の在り方、県立高校の在り方として、教員側、あるいは管理職については、当然視野に置いておくべき事柄であると思う。

【事務局】

中高連絡会はあるが、入試の件や生徒の情報交換が中心である。校長先生方は当然そのような資質を持つ生徒に入学してほしいという気持ちは伝えられていると思うが、その部分については、むしろ県教委が担うべきだと思う。

【委員】

過疎化、少子化が進む地域では、中・高が非常に深く連携している。生徒指導に関する職員研修会を市内の中高合同で実施した際、高校のみならず中学校からも40%近くの方に来てもらい、非常に有意義な研修会になった。その会を利用して学校のホームページの話などはできると思う。

【事務局】

兵庫県は比較的、中・高の先生方、あるいは小・中の先生方が頻繁に連携をする取組がある。また、現在、小学校版、中学校版、高等学校版のキャリアノートを作成しており、一貫したキャリア教育の研究を行っている。その中では、最終的には自分が将来どう生きていくかということをお小・中・高とつなぐ形になっており、子供たちに生き方だけではなく、思いやりの気持ちなど、社会的な資質を養うことを含めたものをつくっていきたいと思っている。

直接市町を指導することは、確かに難しいが、最終的に県教委も市教委も、学校の管理職も他の先生方も、子供たちがのびのびと学校生活を送れるようにしたいと考えている。日常の学校教育活動の中で、基本方針を生かして指導するという事は非常にいいアイデアだと思う。義務教育課としては、全県生徒指導担当者会や、また教育事務所ごとに生徒指導の先生を集めた会議もあるので、そういった機会に、可能な目標をまず各学校で立て、それを必ず評価することや、日常の学びの場で基本方針を取り入れ、それを使えるような教育活動を工夫すること、それから年間計画を立て、それに基づくP D C Aサイクルを各校で考えるということなども、伝えていきたい。

【委員】

それが次期学習指導要領の教育課程と生徒指導の一体化、いわゆる教科、学習課程に内在化した生徒指導につながると思う。このような観点というのは今後非常に重要になってくるので、ぜひとも推進していただきたい。

【委員】

先生方の中で、いじめに対する認知が高くなったことや、いじめの定義が法律に明記されたことで、これまでいじめかどうか判断に迷うところをいじめに認知するという傾向になった。先生方も生徒を個別的にケアし、専門的なケアが必要な子供たちはスクールカウンセラーへつないでいく。基本方針（案）では、被害に遭った子供たちのケア、加害の子供たちのケアを明記していることで、連携の流れができてきたと感じている。

学校が直接的にいじめを正しく理解して、どう対応していくかも、方針に挙げられているが、今生徒指導が各教科に内在していく流れがある中で、先生方が各教科を通じて、他を思いやる心とか、人をいじめてはいけないということ等いろんなことが発信できると思うので、それを積み重ねることで、学校が魅力ある場になり、いじめが少なくなることにつながるのではないかと思う。

いじめについてどう対処するかは先生方も思いつくが、例えば、人間関係のつむぎ方や、それぞれ違う考えを持つ集団の中でどう折り合いをつければよいか、また、うまくいかないストレスもたまるので、どう発散し解消すればいいのかということをお学ぶストレスマネジメント教育なども必要で、その辺りもスクールカウンセラーが活用できるのではないか。

また、新入生のオリエンテーション合宿が中学校や高校にはあり、小学校では5年生のときに自然学校があるので、その中で構成的グループエンカウンター等を使った仲間づくり等に取り組むに当たって、カウンセラーが先生方と一緒に研修しながら、対応方法を提案することができるのではないか。

【委員】

他者に対する攻撃性とか、あるいは異なった人や集団に対する攻撃性というのはもと人間にあるものである。国が違うとか、体の色が違うとか、性別であるとか年齢であるとか、あらゆる異なることに対しての攻撃性のようなものがある。

ただ教育というのはそういう本来の部分をお認めつつも、どのように社会の中にそういう個々の生徒を送り出していくかということが課題であったと思う。その中で、いわゆる

いじめ対策というのは、子供たちに接するのは学校の先生方なのだから、先生方の集団とかあるいは個人が、例えば外国人に対する差別や偏見、原発の問題、沖縄に対しての差別等、新しい課題に対して自覚し、その多様性を尊重する等、関与性を先生方が個人として、あるいは集団として共有できているかが非常に大きいことであると思う。

あと、一般的に、攻撃性が高いのは現在の中高年である。年齢が下るほど優しい。特に小中学生は、今の30代、40代の優しい両親に育てられているので、非常に優しい。他者に対する配慮が非常に行き届いている。よくよく考えると攻撃性の高い集団が優しい集団を教えているという、そういう構造を我々は自覚した方がいいのではないかなと思う。

もう一つは、どんなことでも実効可能性というのがあるので、当然紙に書いて通知したらそれで終わりというわけではなく、どれだけ実効の可能性を上げるかだと思う。その中で、個々の先生がどう関わるかということになるので、先生方に意欲を持ってもらえるにはどうすればよいか、先生方にどうやりがいを感じてもらえるかが大事だと思う。

仕事が忙しい中で集団としての実効性を上げるためには、個々の先生方の意欲をどう上げるかという施策面が非常に大事だ。そのためには、県教委が個々の先生を守るということが非常に大事だと感じる。先生を守れば生徒を守ることにつながるということではないか。

【委員】

研修会や研究会に出席していると、うまくいった例はよく出てくるが、うまくいかなかった例に関しては、報告が非常に少ない。そこから学ぶことも多いのだが、どこがうまくいかなかったのか等の校内研修がなかなかない。

これは、リスク管理の問題である。リスク管理というのは二つあって、一つは予測可能、あるいは推定可能なリスクをどう防ぐかというリスク・コントロールである。マニュアルとか手引というのはこれに当たる。例えば、問題が起これば先生が気づいても組織に報告しない場合は、報告するよう強く指導する。悲惨な事件からいろいろ学んでいった結果として、徹底した組織的管理と、組織的な対応という方針が出てきたわけである。これは失敗例から学んでいる。

もう一つのリスクというのは、例えば、震災が起こった等の不確実性のリスクである。具体的に学校現場で一番大きなのは、人が行うことによって起こるリスクである。人間がそこに関わる、つまり、過失、あるいは軽視、気がつかない、あるいは誤った認識の問題である。このような人間が行う判断あるいは認識と言われるものによる過失から大きなリスクが生じている。例えば、アンケート調査にいじめにかかわることが書かれていても、担任がそれを見逃すことがある。だから、複数でアンケート調査をチェックする等の体制をとる必要がある。つまり、一つの事案が起こったときに、そのリスクをどうコントロールするか、これを失敗例から学ぶのである。その意味をあまり現場では感じていない。これだけたくさん問題が出てきて、軽いいじめしか見えない、あるいは潜在化しているようなところでは、人間の行動に起こる過失と言われるものをどのようにコントロールするか非常に重要な問題となる。そのための研修は、うまくいかない事例から、いかに問題点をくみ上げ、それを予測可能な方向のリスクへと転換し、いかに組織として対応していくかということが、非常に重要な視点になってくる。

いじめはどの子にも起こるし、どこにでもあり得るような状況、しかも非常に潜ってしまっているような状況の中、あるいはそこに不登校や虐待などいろんなものが重複しているような複雑な状況の中では、先生に全てに対応することを求めるのは無理である。

だから、先生方を守るというのも、単に評価して厳しく指導するのではなくて、我々人間が持っている共通の過誤過失に対してどう備えていくか、組織としてどうそれを防いでいって先生を守るかという視点がやはり必要なのではないかなと思う。これは基本方針ではなく、具体的なマニュアル等を活用して、様々な場面で対応方法を学ぶということと、あらかじめその意味を十分に理解しておく方向をとるのが大事だと思う。

【委員】

外から生徒を見ていて、学校の中の間人間関係が全てという状況の中で育っているところが何とかならないのかと思う。自分が置かれた集団の中でいかに生活していくかということ、学校で学ぶということは理解できるが、孤立したときの耐性も学校教育の中で教えていかれるべきではないかと感じている。

また、外国人の問題や、原発いじめの問題、人と少し違う特性を持った子どもに対する、いじめの問題、LGBTなどについて社会には多様な価値観が存在していることを知ることが大切である。

いじめられる子供と、いじめる子供のパーセンテージが重なっている、表裏一体の関係にあるということだが、女性の中では結構グループ内でいじめたりいじめられたりがあるし、立場が逆転するというのも、昔からよくあったことだと思う。そのことを教育に関わっている方々が認識されていないとなると、それは認識不足だと思う。

また、いじめを未然防止するための教育については、多様な価値観や、人と違うことを認めるということをお子たちにどのように理解させるかという教育を考えていただきたい。学校外にも社会生活があって、学校外でも生きていく術や、学校生活が全てではないということをお子さんに教育の中で教えていただきたい。

もう一点、今の学校は正門が閉じられていて、入るときはインターホンを押して用件を伝えてから入る。そういった閉鎖的な学校の状況の中で、地域の方々とどうやって連携して、いじめ問題に取り組んでいこうと考えているのかという点が、よく分からない。

基本方針（案）に地域学校協働本部のことを書いているが、具体的にどのようなことをするのか分からないので、少し教えていただきたい。

最後に、グループ内のいじめであるが、スマートフォン等顕在化しにくいところでいじめが発生しているので、それについてどう対策を立てるかがすごく難しいのではないかと。

あと、子供にとっていろいろ相談できるチャンネルを普段からどう提供していくかが、いじめの早期発見につながると思う。

【事務局】

地域学校協働本部については、学校、家庭、地域の連携協力推進事業という形で県教委は進めており、地域と学校が連携協働して地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進する活動を地域学校協働活動という形で進めている。

従来から進めていた、授業等の学習補助や学校環境の整備を地域に支援していただく学校支援活動や、学習支援活動、地域未来塾といった宿題の指導や補充で地域の方々の人材を活用して子供たちの学習支援をする活動、放課後子ども教室での体験プログラムやスポーツ活動、文化活動支援、それから、土曜日の教育活動として、例えば、専門的な方々を招いて子供たちに伝統文化やふるさと学習を指導してもらった活動といった従来個別に活動していた四つの事業を総合化して、学校区ごとに、地域学校協働活動として進めようと考えている。その中で、学校と地域の連携を推進する組織の一つとして、社会教育のフィールドにおいて地域の人々が緩やかなネットワークを形成し、地域学校協働本部として、双方向で話し合いの場を持っていただき、活動を進めたいと考えている。これは国の補助事業である。

【委員】

地域学校協働本部というのは、話し合いを双方向で行うだけの組織ではない。むしろ、いろいろな活動を相互に提供し合いながら、地域全体としての教育力を高める。そして学校自体も教育力を高める。そのために、地域には地域のコアを、学校は学校としてコミュニティスクールを基盤にしながら、コアをつくり、教育力を高めていく。その地域の活動の一環として、学校教育に関わる部分は学校と協働しながらやっていく。そして、学校は

学校として、その地域全体に関わる教育活動に何らかの寄与ができる。単に地域の力を借りて子供たちを育てていこうという理念を少し越えて、子供を持つ持たないに関わらず、地域全体の教育力を高めていくというのが地域学校協働本部という事業の推進のこれからの方向性である。

まだ、国もそこまで予算化していないので、なかなか難しいところはあるが、そういう方向をにらみながら、その推進についてお考えいただきたい。

【事務局】

狙いはその通りだが、現実には地域の皆さんが学校と何か一緒になってやろうといったときに、この子供たちのために皆さん一肌脱いでくれませんかというのが一番参画を得やすい。とりあえず、そういう形を作り上げて、その中から他の動きも自ずと出てこようかと思うので、まずは環境として、今、申し上げたような事業を進めていこうと考えている。

【委員】

先ほどの話題にもどるが、行政は過失や過誤、人間の誤りという処分の問題や処罰の問題にすぐに結びつけてしまう。そうではなく、それを糧にしながら、先生たちを守る、さらにはもちろんそれは子供たちを守るということになる。もちろん処分、処罰に値するような部分もないわけではないが、それが全面に出ると、先生方も私たちを守ってくれるのは一体誰なんだろうということになる。また、先ほどの研修でも失敗例というのが出てこなくなる。そのくさびを断ち切る考え方もしっかりと押し込んでおいていただきたい。

【委員】

リスクを減らして安全性を高めるのは当然である。それをマニュアル化して進めている。法もそうだと思う。その中で、教員の仕事を考えたときに、ゆとりや雑談をする、あるいは情緒的に交流する部分が少しそぎ取られ過ぎているのではないかと感じる。改定のポイントにも情報共有を挙げているが、組織に必ず報告しなさいとか、報告しなければ処分しますよ、等と言うだけではなく、同僚性、つまり人間的なつながりといったものが、組織が実効的に動いていくためには大事だと思う。マニュアル化しよう、法律ができたのでしっかりやろうということも、もちろん大切だが、例えば、相談に行ったら少し気持ちが楽になったとか、組織的に動く前に職員室で隣同士で少し話をしたら悩みが共有できた等の人間的な交流がないと、組織が実効性を持ち、情報共有していくことができないのではないかと感じている。可能であれば「学校の組織」の中に「風通しがよい」とか、「教員同士のつながりを持つ」等の文言を入れることはできないか。人間的なつながりが保証されるようなものを少しでも示すと、先生たちも少し安心できるのではないか。

【委員】

国の基本方針の見直し案のところにも「同僚性」という言葉が入れている。

それから先ほど言われた人間性みたいなものも従来から管理議論の中でよく言われている。校長先生の中には、それをすでに実践されている方が随分いる。いわゆる経営のリーダーシップ論というのがあり、従来からPM理論と言われている。パフォーマンス、実効性というものを高めていくことを強調するリーダーシップと、情緒的な充足感を重視するタイプのリーダーシップとどちらがよいか。やはり日本的には情緒的なリーダーシップが必要だと感じる。時代が変わってきており、高度成長で馬車馬みたいに走り出して、実効性、生産性を高めるという時代においては、機能（目標達成能力）を重視するP機能の方が大事である。ところがM機能であるメンテナンス（集団維持能力）の方でしっかりと人間性も含めてやっていくことを人々が求める時代になってきた。働きがい、生きがい、満足感、充足感、こういうものが中心の価値に置かれるような時代である。教諭ももちろん同じで、やはり重視していかなければいけない事柄が、職場の中で欠けていた。

学校は子供だけの居場所だけではなく、先生方も学校が居場所になってもらわないと、いい教育はできない。先生が輝けば子供が輝くと思う。

【事務局】

石田委員から出されたスマートフォンの件であるが、年々携帯電話等の所持率が上がってきており、それに伴ってトラブルも増えている。中学生のうち大体65%~70%ぐらいが携帯電話を持っていて、高校生に至っては97~98%で、ほとんどがスマートフォンに切りかわりつつあるという状況である。

そういった状況の中で、今回の改定案に入れた「情報モラル教育の充実」は重要だと思っており、小学校段階から、ネットワーク上のルールやマナー、対面で話す言葉と活字にしたときのニュアンスの違い等を授業や学級活動を通じて教えているところである。中学校では技術家庭科で情報ネットワークや知的財産権等も含めて学習している。また高校でも教科「情報」で情報モラル教育を行っている。

ただ知識を身につけるだけではなく、今年度4月から青少年愛護条例が改正され、青少年自身がルールをしっかりと守るという観点が一番重要だということで、青少年がインターネット利用に関するルールを自ら作っていくことを支援していくことが、県民の努力義務となった。

これを受けて、各市町立小中学校や高校で、生徒会が中心になり、各学校のルールづくりが進んできている。夜間に使い過ぎないということもあるが、学校の先生に見えにくいところでトラブルが起きることが多いので、子供たち同士でこれはいけないんじゃないかとか、こうすべきなんじゃないかという意識づけをしていくことが今中心の課題と考えている。

【事務局】

門が閉じているという件だが、そもそも塀で囲まれた学校が、開かれた学校づくりの中で、一時物理的にも学校を開くということで、門のかわりに生け垣を立てたりして対応している矢先に、附属池田小の事件があった。また、子供たちの中には、先生の言われたとおりにせず、飛び出して行ってしまう子供がいる、さらに、体育でボールが外に飛び出す等のことがあり、門扉を閉めている地域もある。都市部では閉めているところが多いが、例えば6月と11月をオープンスクール月間と決めて、その間はいつでも入ってきて構わないという形式で、地域の方に授業を見に来ていただく等、システムチックな開き方に今はなっている。

【委員】

失敗事例の話だが、企業の方の話を知ると、大きな労働災害が起こるその水面下には、多くのヒヤリ・ハット事例があり、その事例を各職場から出して、大きな労働災害にならないようにしようという労働活動もある。学校でも、失敗という言葉を使うと、先生方の抵抗があるかもしれないので、ヒヤリ・ハットしたということを持ち出して、大きい事故につながらないならないように考えていく等、工夫するといいいのではないかな。

【委員】

ヒヤリ・ハットというのは、いろんな領域で最近使うようになってきたので、これは手引か何かで取り上げて、入れ込んでいただくといいいかなと思う。

【委員】

医療現場では、ヒヤリ・ハットに関しては対策委員会があり、毎月、事例を集めて、次に対応する。とんでもないミスも結構多い。ただ、ミスに対して基本的には責任追及しないということが一番のポイントだと思う。上司からするとなぜこんなミスをするのかと

ということになるが、それを言うと次はもう報告が出て来なくなるので、その運用は大事だと思う。

【委員】

これは先程の話の過失と言われる部分の扱い、考え方とも共通する。教職員を守るためであり、子供たちを守るためである。その両面をしっかりと見据えてやっていただきたい。

【委員】

情報モラルの件だが、乳幼児のタブレット等の使用に関して、少し懸念を示す動きがある。小学校の段階より乳幼児の段階で、保護者に対してどうアクションを起こすかがとても大事になってくるので、幼稚園、認定こども園、保育園の段階での啓発の機会も必要ではないか。

また、校長のリーダーシップということがいろんな面で言われている中で、学校の発信力という点では、地域学校協働本部やコミュニティスクールというような的がないと、発信する流れができないと思うので、校長のリーダーシップだけに依存するのではなく、仕組みでカバーするような内容も方針に入れていただければと思う。当然、予算も関わってくると思うが、地域に情報が広がる仕組みをしっかりと浸透させていって欲しい。

【委員】

時間がきたので、本日はこれで終わらせていただく。

今日出た意見を踏まえ、修正できる部分は基本方針で修正していただき、その他はマニュアルでそれを反映していただく等、いろんな考え方があると思う。

この改定の動きは全国的にも早い。兵庫県の迅速な対応に敬意を表する。

この基本方針を、一応ここでお認めいただき、あとの細かい修正等については、会長と副会長に一任していただいてもよいかを、お諮りする。

(異議なし)

【委員】

それでは異議がないということで、そのように取り計らわせていただいて、今日の基本方針（案）については、若干の修正は加わるとしても、ここでこれを了承していただいたということで、会議を閉じさせていただきます。

複数回にわたり、真剣に深く掘り下げた議論をいただいたことに感謝申し上げます。